

第3章 学業支援授業料減免制度

(総 則)

第23条 学業支援授業料減免制度に関しては、本校の学則第10章に定めるほか、この規程の定めるところによる。

2. 新入学生及び在校生のうち、経済的理由により学納金全額の支払いが困難であると認められかつ意欲と能力のある者に対し、経済的理由により修学を断念することがないよう授業料の一部を減免し本校での教育機会確保を支援する。

(採用定員及び減免額)

第24条 授業料減免採用者と認められた者には、授業料の一部を免除する。

2. 授業料減免採用定員は、上限を各学年8名以内とし、減免額は1人あたり20万円とする。特待生奨学金給付制度等の同時受給は可能である。

(対象者)

第25条 授業料減免採用の対象者は新入学生及び在校生のうち、同一世帯の満18歳以上の者について次の経済的要件①～⑤のいずれかに該当する者。

- ①生活保護法による保護費を受給している世帯の者
- ②個人住民税所得割が非課税（税額控除前の所得割額が0円）の世帯の者
- ③所得税が非課税（税額控除前の税額が0円）の世帯の者
- ④保護者等の倒産、失職等により家計が急変した世帯の者
- ⑤上記①～④に準じる経済的に困難な世帯（世帯年収350万円程度）の者

(応募資格)

第26条 以下の要件を全て満たす者が授業料減免申請の資格を有する。

- ①新入学生については募集年度の高等学校卒業見込者で本校を専願であること、また進級在校生については、学校行事や就職活動等に積極的に参加していること
- ②前条の①～⑤の世帯に該当する証明書類を提出できること
- ③人物品行ともに優れており、他の学生の模範となる者

(申請手続)

第27条 授業料減免を希望する者は、次のとおり申請するものとする。

- ①新入学生は、入学願書等出願に必要な書類と併せ、申請書と同一世帯全員記載の住民票および第25条①～⑤の世帯に該当することを証明できる書類（同一世帯の満18歳以上全員の市町村民税の課税証明書や収入がない場合は収入がないことの証明書類）を別に定める期日までに校長宛に提出するものとする。
- ②進級在校生は、申請書と同一世帯全員記載の住民票および第25条①～⑤の世帯に該当することを証明できる書類（同一世帯の満18歳以上全員の市町村民税の課税証明書や収入がない場合は収入がないことの証明書類）を別に定める期日までに校長宛に提出するものとする。
- ③家計急変等の状況により授業料減免を希望する者は、本条①あるいは②の書類に加え事由書と家計急変等の状況を証明する書類（離職理由コードが11である雇用保険受給資格者証、税務署に提出した廃業届、給与支給者等第三者による所得見込証明書等）も添付するものとする。

(選 考)

第28条 新入学生の授業料減免採用の選考は、書類審査、面接試験、作文試験の各試験を行い、授業料減免選考委員会において選考され、校長が仮決定し理事長が承認する。

2. 進級在校生の授業料減免採用の選考は、作文試験を行い、提出書類や学業成績、出席状況の良否等を授業料減免選考委員会において審査の後選考され、校長が仮決定し理事長が承認する。
3. 授業料減免が仮決定した者には、第24条で定める減免金額分の授業料の納入を猶予する。
4. 授業料減免が仮決定した者は、本決定を受けるための再審査を受けなければならない。

(授業料減免選考委員会)

第29条 授業料減免選考委員会は校長、教頭等その他必要な教員で構成する。

(本決定)

- 第30条 授業料減免が仮決定した者は、6月に新たに確定した同一世帯全員記載の住民票および第25条①～⑤の世帯に該当することを証明できる書類（同一世帯の満18歳以上全員の市町村民税の課税証明書や収入がない場合は収入がないことの証明書類）を別に定める期日までに校長宛に提出しなければならない。
2. 授業料減免選考委員会において提出書類を再審査し、授業料減免採用者を本決定する。
 3. 本決定にならなかった者は、仮決定で納入を猶予されていた減免金額分の授業料を9月30日までに納入しなければならない。

(決定通知等)

- 第31条 授業料減免が仮決定した者には、仮決定通知書を校長名で本人宛に送付する。その後本決定した者には決定通知書を校長名で本人宛に送付する。
2. 仮決定通知書を受理した者は、受理後2週間以内に同意書を校長宛に提出するものとする。その後決定通知書を受理した者は、受理後2週間以内に誓約書を校長宛に提出するものとする。

(期 間)

第32条 授業料減免を認める期間は当該年度の1年間とし、減免期間の始期は4月1日、終期は3月31日とする。

(学校行事等への参加義務)

第33条 授業料減免採用者は、学校行事等に積極的に参加すること。もしくは行事等への協力支援を行うこととする。

(取 消)

- 第34条 授業料減免採用者が次のいずれかに該当した場合は、授業料減免選考委員会で協議の上授業料減免を取消することができる。
- ①休学及び留年、退学したとき
 - ②処分を受けたとき
 - ③その他、授業料減免採用者としてふさわしくない行為が判明したとき
2. 授業料減免を取消された者は、減免された全額を学校が定める期日までに学校へ納付しなければならない。

(実施細目等)

第35条 学業支援授業料減免制度の実施細目その他必要な事項は、校長が定め理事長が承認する。